

直売所で販売される農産物や加工食品の表示について勉強しませんか？

JAS法に基づく適正表示はスーパーなどの小売店だけでなく、直売所や朝市などで食品を販売する場合にも必要です。

近畿農政局では、食品の表示を正しく理解し適正な表示をおこなっていただくため、講習会等各種会合への講師派遣をおこなっています（少人数でも対応します）。

「この野菜はどう表示すればいいの?」、「加工食品の表示をもっと詳しく知りたいなあ」などの疑問やご要望がございましたら、一度、講習会を開催されてはいかがでしょうか。

その際には、お気軽にご連絡ください。

連絡先： 近畿農政局 消費・安全部 地域第一課 075-414-9920



新鮮！おいしい！安い！
プラス「正しい表示」
で信頼を獲得！



食品表示の“見張り番”

食品表示110番

農林水産省 近畿農政局 表示・規格課
075-414-9026

- 食品表示について疑問がある場合
- 不審な表示を見つけた場合など

『食品表示110番』にお電話ください！

受付時間：8時30分から17時15分まで
(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

食品表示に関する詳しい情報は…

農林水産省ホームページ



食品表示とJAS規格

<http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html>



食品の表示のことで、聞きたいのですが。

〇〇店の食品の表示がちょっと……。